

国税通則法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(交付送達の手続)

第一条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定は、税関の当該職員が、次の各号に掲げる場合において、法第十二条第四項ただし書の規定により当該各号に定める書類を交付したときは、適用しない。

一 法第三十三条第三項（賦課決定の所轄庁等）の規定により税関長が法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第六項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定により直ちに徴収する消費税又は本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、若しくは別送して輸入する物品につき徴収すべき消費税等（法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。次号において同じ。）に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税（法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）を税関の当該職員に即納させるとき 法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用される法第三十二条第三項又は第四項に規定する賦課決定通知書（同条第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）

二 省 略

(公示送達の方法)

第一条の二 法第十四条第二項（公示送達）に規定する財務省令で定める方法

法は、国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

改 正 前

(交付送達の手続)

第一条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 法第三十三条第三項（賦課決定の所轄庁等）の規定により税関長が法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第三項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定により直ちに徴収する消費税又は本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、若しくは別送して輸入する物品につき徴収すべき消費税等（法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。次号において同じ。）に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税（法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）を税関の当該職員に即納させるとき 法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用される法第三十二条第三項又は第四項に規定する賦課決定通知書（同条第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）

二 同 上

(公示送達の方法)

第一条の二

ルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。第四条第二項（納付受託者の指定の手続）において同じ。）を使用するもの

2| 省略

（納付受託者の指定の手続）

第四条 法第三十四条の四第一項（納付受託者）の規定による国税庁長官又は財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を国税庁長官又は財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、国税庁長官又は財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

3 省略

（個人番号の記載を要しない書類等）

第十五条 省略

2 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）又は公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定

（納付受託者の指定の手続）

第四条 法第三十四条の四第一項（納付受託者）の規定による国税庁長官又は財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を国税庁長官又は財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、国税庁長官又は財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

3 同上

（個人番号の記載を要しない書類等）

第十五条 同上

2 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者が当該法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又

する公益信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者が当該法人課税信託又は公益信託について、国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に税務書類を提出する場合には、当該税務書類には、法第百二十四条の規定により記載すべき事項のほか、当該法人課税信託又は公益信託の名称を併せて記載しなければならない。

別紙第 8 号書式

納税証明書交付請求書
省 略

備考

- 1・2 省 略
- 3 番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載することとし、税関長に提出する場合には、この書式中「番号」の字句を抹消する。
- 4 省 略

附 則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条第三項第一号の改正規定 令和八年十一月一日
- 二 第一条の二の改正規定及び第四条第二項ただし書の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日
- 三 第四条第一項の改正規定及び別紙第 8 号書式備考 3 の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）

はその職員に税務書類を提出する場合には、当該税務書類には、法第百二十四条の規定により記載すべき事項のほか、当該法人課税信託の名称を併せて記載しなければならない。

別紙第 8 号書式

納税証明書交付請求書
同 左

備考

- 1・2 同 左
- 3 番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載することとし、税関長に提出する場合には、この書式中「番号」の字句を抹消する。
- 4 同 左